

高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金） 令和5年度貸付（新規申請）募集要項

宮城県教育委員会

※前年度までに貸付を受けたことがある者（貸付期間延長の対象者）は、本募集の対象外です。

1 趣旨

東日本大震災により被災し、現在においても経済的理由により修学が困難である高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒に対し、奨学資金を貸し付けることにより修学を支援するもの。

2 貸付対象者

東日本大震災により被災し、令和5年4月1日現在の福島第一原子力発電所帰宅困難地域から宮城県へ避難してきており修学が困難な状況にある高等学校等の生徒

3 「修学が困難な状況にある」とは

前項の「修学が困難な状況にある」とは、次の場合であること。

- (1) 「令和5年度 高等学校等就学支援金」を受給している場合
- (2) 「令和5年度 高等学校等学び直しへの支援金」を受給している場合
- (3) 上記(1)、(2)以外で、「令和5年度 高等学校等就学支援金」の受給要件と同等の収入要件を満たす場合

4 貸付金額

月額20,000円（年額24万円）

令和5年11月に、年額24万円を奨学生本人名義の口座に一括で振り込む予定です。

（具体的な振込日については、貸付決定通知の際に通知します。）

5 従来 of 奨学金等との併給について

被災生徒奨学資金は、従来の育英奨学資金及び東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金との併給は認めません。

また、他県が実施する被災生徒奨学資金と同様の奨学金との併給についても認めません。

6 保証人について

保護者等 1名必要

※ 独立の生計を営み、奨学生と連帯して債務を負担することができる者（生活保護受給者は除く。）

7 提出期限（募集期間）と必要書類

- (1) 提出期限 令和5年10月6日（金）（学校を經由し、宮城県教育委員会に必着）
- (2) 必要書類

イ 申請書等

	必要書類（全て原本）
全員共通	① 奨学資金貸付申請書 ② 奨学資金貸付申請確認書 ③ 誓約書 ④ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ⑤ 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄記載のあるもの

（裏面に続きます）

	⑥ 帰宅困難地域から避難していることがわかる書類（被災証明書等） 該当者のみ ⑦ 保証人が世帯構成員以外の場合は、その方の住民票
--	--

ロ 経済的に修学が困難な状況を証する書類

	必要書類
(1) 高等学校等就学支援金（「学び直しへの支援金」を含む。）を受給している生徒	高等学校等就学支援金（「学び直しへの支援金」を含む。）支給決定通知書の写し
(2) 上記（1）以外の生徒	親権者（貸付にかかる生徒が成人を迎えている場合には、生計維持者）の、市町村発行 令和5年度（令和4年分）課税証明書

8 償還について

- 償還は口座振替によって行います。償還方法は、「年賦」、「半年賦」、「月賦」と「月賦＋半年賦」の併用があり、「償還明細書」提出時に選択することになります。
- 口座振替には振替手数料がかかります。償還者本人の負担となります。
 七十七銀行の口座利用の場合・・・1回あたり 52 円（消費税込み）
 七十七銀行以外の口座利用の場合・・・1回あたり 165 円（消費税込み）

（月賦の償還例）

借入金額	償還年数	償還回数	償還月額	最終回償還額
240,000円	6年	72回	3,333円	3,357円
480,000円	9年	108回	4,444円	4,492円
720,000円	9年	108回	6,666円	6,738円

9 償還猶予及び免除について

- (1) 高等学校等を卒業し、奨学生本人の年収見込みが300万円以下の場合、申請により最大5年まで償還猶予とし、5年経過後も奨学生本人の**年収見込みが300万円以下である場合は、申請により償還を免除することができます。**
- (2) 高等学校等を中途退学した場合や、高等学校等を卒業し、5年経過するまでに奨学生本人の**年収が300万円を超えることとなった場合は全額償還となります。**